

奈良県公安委員会告示第49号

令和元年12月奈良県公安委員会告示第142号（道路交通法の規定による講習の委託に係る要件）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

3の(4)中「奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号）第10条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項」に改める。